

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成30年7月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 14件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 14件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700141 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800014 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 船（船舶所有者は、B 社又は C 社）における船員保険被保険者資格の取得年月日を昭和 20 年 5 月 1 日、喪失年月日を同年 * 月 * 日とし、同年 5 月の標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 20 年 5 月 1 日から同年 * 月 * 日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

上記訂正後の訂正請求記録の対象者に係る A 船の船員保険被保険者記録について、昭和 20 年 5 月 1 日から同年 * 月 * 日までの期間を戦時加算の対象期間とすることが必要である。

その余の請求期間については、船員保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄）：（妻）
基礎年金番号：
生年月日：昭和 4 年生
住所：

2 被保険者等の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和 2 年生

3 請求内容の要旨

請求期間：① 昭和 19 年 7 月 22 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 20 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私の夫が記した日記には、請求期間①に D 社の「E 船」に、請求期間②に F 社の「G 船」（昭和 20 年 * 月 * 日沈没）に乗船していた旨が記載されており、夫から、乗船時には Z 職の仕事に従事していたと聞いている。詳細は不明だが、請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間②について、訂正請求記録の対象者は、日記に、F 社所有の「G 船」に、同船舶の沈没まで乗船していた旨を記載しているが、同船舶は、船員保険被保険者

名簿（表記は「L船」）等により、請求期間②前の昭和17年*月*日に既に遭難（沈没）していることが確認できる上、i）厚生労働省T局から提供された訂正請求記録の対象者に係る船員カードには、訂正請求記録の対象者が、昭和20年5月1日に船舶「A船」にZ職として乗船した記録（船主名及び下船年月日は空白）が確認できること、ii）船舶「A船」に係る船舶原簿謄本及び船舶運営会が作成した喪失船舶一覧表には、「A船」が昭和20年*月*日に沈没していることが記録されており、当該沈没日は、訂正請求記録の対象者の日記の内容と一致していることから判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間②当時に乗船していた船舶は、当該「A船」であったと考えられる。

また、請求者は、昭和59年8月1日付けの訂正請求記録の対象者に係るN連盟の会員証（「陸軍」に○が記載されている。）を所持している上、上記i）について、厚生労働省T局は、「訂正請求記録の対象者は、陸軍に所属し陸軍徴用船に乙船員として乗船していたと考えられる。」旨を回答しており、当該T局が保管している船員本籍地名簿でも訂正請求記録の対象者がZ職として陸軍に徴集された記録が確認できる。

これにより、船員保険法第60条の2（昭和20年4月1日施行）では、被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その船員保険料を被保険者及び事業主ともに全額免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、訂正請求記録の対象者が陸軍に徴集されていた期間については、仮に、被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定による、保険料徴収権が時効により消滅した期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者の「A船」における船員保険の被保険者資格の取得年月日を昭和20年5月1日、喪失年月日を同船舶の沈没日の翌日である同年*月*日とすることが必要である。

なお、昭和20年5月1日から同年*月*日までの期間に係る標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第53条の規定により、1万2,000円とすることが必要である。

また、日本年金機構が保管する戦時加算該当船舶名簿によると、「G船（A船）」については、昭和19年1月1日から昭和20年*月*日までの期間において、戦時加算の該当となる船舶であることが確認できることから、昭和20年5月1日から同年*月*日までの期間を戦時加算の対象期間とし、被保険者であった期間1か月につき1か月を加算することが必要である。

一方、請求期間②のうち、昭和20年3月1日から同年5月1日までの期間及び同年*月*日から同年6月1日までの期間について、「A船」は、昭和20年*月*日に沈没している上、上記船員カードに当該期間の「A船」に係る乗船記録は確認できない。

また、「A船」の船舶原簿謄本に記載されている船舶所有者のB社に係る商業登

記は見当たらないことから、同社に、当該期間における訂正請求記録の対象者の船員保険の加入状況及び保険料控除の有無について確認することができない。

さらに、B社の「A船」に係る船員保険被保険者名簿により、船舶所有者は同社からC社に変更されている記載が確認できるところ、同社の事業承継会社であるI社は、「G船（A船）は、昭和20年*月*日にJ地にて触雷沈没した模様。請求期間②当時の訂正請求記録の対象者の在籍記録は無い。」旨を回答している。

加えて、当該被保険者名簿を確認しても、訂正請求記録の対象者に係る氏名は見当たらない上、当該被保険者名簿で所在が判明した者に照会をしたが、回答は得られない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間②のうち、昭和20年3月1日から同年5月1日までの期間及び同年*月*日から同年6月1日までの期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が船員保険の被保険者として、請求期間②のうち、昭和20年3月1日から同年5月1日までの期間及び同年*月*日から同年6月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間①について、訂正請求記録の対象者は、日記に、D社が所有する「E船」に乗船していた旨を記載している。

しかしながら、D社は、既に解散しており、訂正請求記録の対象者の請求期間①における船員保険への加入状況及び保険料控除の有無について確認することができない。

また、D社が所有する「E船」に係る船員保険被保険者名簿は見当たらず、当該船舶に乗船していた者を確認することができない上、訂正請求記録の対象者に係る船員保険被保険者台帳においても、D社に係る記録は「H船」のみであり、「E船」に係る記録は確認できない。

なお、日本年金機構が保管する戦時加算該当船舶名簿により確認できる「E船」の船舶所有者はK社と記載されていることから、K社が所有する「E船」に係る船員保険被保険者名簿を確認したが、請求期間①において訂正請求記録の対象者の氏名は見当たらない。

また、K社の事業承継会社であるI社に照会したところ、同社は、「E船はK社が所有していたが、請求期間①当時は徴用船であったことから在籍記録等を保管しておらず、訂正請求記録の対象者が同社に在籍していたか不明である。」旨を回答している上、上記被保険者名簿で所在が判明した者に照会しても、回答のあった1名からは、訂正請求記録の対象者がK社所有の「E船」に乗船していたことはいくつかはわからない。

さらに、請求者は、訂正請求記録の対象者に係る船員手帳を保管していない上、訂正請求記録の対象者と同僚と思われる人物の写真の写しを提出しているが、当該

写真からは同僚の氏名及び所在は判明しないことから、訂正請求記録の対象者に係る勤務実態等を確認することはできない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①における勤務実態及び船員保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が船員保険の被保険者として、請求期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800056 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800016 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 22 年 12 月 29 日は 9 万円、平成 23 年 8 月 12 日は 15 万円に訂正することが必要である。

平成 22 年 12 月 29 日及び平成 23 年 8 月 12 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 12 月 29 日及び平成 23 年 8 月 12 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 12 月 29 日
② 平成 23 年 8 月 12 日

A 社から請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の A 社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額の記録とされている。

しかしながら、A 社から提出された請求者に係る賃金台帳及び賞与明細書、並びに年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準

賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上記賃金台帳等の資料及びA社の回答から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、当該期間は9万円に訂正することが必要である。

一方、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、上記賃金台帳等の資料及びA社の回答から、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認又は推認できることから、当該期間は15万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年1月16日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800057 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800017 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成22年12月29日は4万9,000円、平成23年8月12日は5万円に訂正することが必要である。

平成22年12月29日及び平成23年8月12日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月29日及び平成23年8月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年12月29日
② 平成23年8月12日

A社から請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額の記録とされている。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び賞与明細書、並びに年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準

賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上記賃金台帳等の資料及びA社の回答から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、当該期間は4万9,000円に訂正することが必要である。

一方、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、上記賃金台帳等の資料及びA社の回答から、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認又は推認できることから、当該期間は5万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年1月16日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800058 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800018 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成22年12月29日は14万6,000円、平成23年8月12日は15万円に訂正することが必要である。

平成22年12月29日及び平成23年8月12日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月29日及び平成23年8月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年12月29日
② 平成23年8月12日

A社から請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額の記録とされている。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び賞与明細書、並びに年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準

賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上記賃金台帳等の資料及びA社の回答から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、当該期間は14万6,000円に訂正することが必要である。

一方、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、上記賃金台帳等の資料及びA社の回答から、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認又は推認できることから、当該期間は15万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年1月16日に年金事務所へ提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800059 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800019 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 8 月 12 日の標準賞与額を 5 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 8 月 12 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 8 月 12 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 8 月 12 日

A 社から請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の A 社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額の記録とされている。

しかしながら、A 社から提出された請求者に係る賃金台帳及び賞与明細書、並びに年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳等の資料及び A 社の回答から、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認又は推認できることから、当該期間は 5 万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 1 月 16 日に年金事務所へ提

出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800060 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800020 号

第1 結論

請求者のA社における平成 23 年 8 月 12 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 8 月 12 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 8 月 12 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 8 月 12 日

A社から請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額の記録とされている。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び賞与明細書、並びに年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳等の資料及びA社の回答から、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認又は推認できることから、当該期間は 10 万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 1 月 16 日に年金事務所へ提

出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800061 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800021 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 8 月 12 日の標準賞与額を 5 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 8 月 12 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 8 月 12 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 8 月 12 日

A 社から請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の A 社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額の記録とされている。

しかしながら、A 社から提出された請求者に係る賃金台帳及び賞与明細書、並びに年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳等の資料及び A 社の回答から、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認又は推認できることから、当該期間は 5 万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 1 月 16 日に年金事務所へ提

出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800062 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800022 号

第1 結論

請求者のA社における平成23年8月12日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成23年8月12日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年8月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成23年8月12日

A社から請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社に係る請求期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額の記録とされている。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び賞与明細書、並びに年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳等の資料及びA社の回答から、賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認又は推認できることから、当該期間は5万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年1月16日に年金事務所へ提

出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700112 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800023 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（平成 25 年 10 月 1 日）及び取得年月日（平成 26 年 10 月 1 日）を取り消し、当該喪失年月日から取得年月日までの期間を被保険者期間として訂正し、平成 25 年 10 月から平成 26 年 7 月までの標準報酬月額を 18 万円、同年 8 月及び同年 9 月の標準報酬月額を 38 万円とすることが必要である。

平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 10 月 1 日まで
私は、A 社に、平成 22 年 5 月 1 日から平成 27 年 8 月末日まで勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正するとともに、同社が保管していた賃金台帳により確認できる支給額に見合う標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、A 社は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所であったが、平成 28 年 5 月 13 日付けで、職権により平成 25 年 10 月 1 日に遡って厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる処理（以下「認定全喪」という。全喪原因は、事業実態がないこと。）が行われていることが確認でき、それに伴い、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成 25 年 10 月 1 日と記録されていたが、平成 28 年 11 月 24 日に請求者に係る厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書及び賃金台帳が事業主から年金事務所に提出され、これに基づき、平成 29 年 3

月6日に同社が認定全喪となった日（平成25年10月1日。以下「全喪日」という。）の取消しが行われ、同年3月10日に請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成25年10月1日から平成27年9月1日に訂正され、当該期間の標準報酬月額額は26万円と記録されている。

しかしながら、上記確認請求書が提出された時点において、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該期間の標準報酬月額額は年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

一方、上記貸金台帳から、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務していたことが認められ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（平成25年10月1日）及び取得年月日（平成26年10月1日）を取り消し、当該喪失年月日から取得年月日までの期間を被保険者期間として訂正し、請求期間の標準報酬月額については、上記貸金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成25年10月から平成26年7月までは18万円、同年8月及び同年9月は38万円とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の請求期間に係る保険料を納付したか否かについては不明であると回答しているが、厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書及び貸金台帳が事業主から年金事務所に対し提出されたものの、既に、保険料を徴収する権利が時効により消滅しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録は、厚生年金保険法第75条本文に該当するとして、年金額の計算の基礎とならない記録とされていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700113 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800024 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（平成 25 年 10 月 1 日）及び取得年月日（平成 26 年 10 月 1 日）を取り消し、当該喪失年月日から取得年月日までの期間を被保険者期間として訂正し、平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までの標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 10 月 1 日まで

私は、A 社に、平成 23 年 8 月 1 日から平成 27 年 11 月末日まで勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正するとともに、同社が保管していた賃金台帳により確認できる支給額に見合う標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、A 社は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所であったが、平成 28 年 5 月 13 日付けで、職権により平成 25 年 10 月 1 日に遡って厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる処理（以下「認定全喪」という。全喪原因は、事業実態がないこと。）が行われていることが確認でき、それに伴い、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成 25 年 10 月 1 日と記録されていたが、平成 28 年 11 月 24 日に請求者に係る厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書及び賃金台帳が事業主から年金事務所に提出され、これに基づき、平成 29 年 3 月 6 日に同社が認定全喪となった日（平成 25 年 10 月 1 日。以下「全喪日」という。）

の取消しが行われ、同年3月10日に請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成25年10月1日から平成27年12月1日に訂正され、当該期間の標準報酬月額額は13万4,000円と記録されている。

しかしながら、上記確認請求書が提出された時点において、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該期間の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

一方、上記賃金台帳から、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務していたことが認められ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（平成25年10月1日）及び取得年月日（平成26年10月1日）を取り消し、当該喪失年月日から取得年月日までの期間を被保険者期間として訂正し、請求期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の請求期間に係る保険料を納付したか否かについては不明であると回答しているが、厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書及び賃金台帳が事業主から年金事務所に対し提出されたものの、既に、保険料を徴収する権利が時効により消滅しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録は、厚生年金保険法第75条本文に該当するとして、年金額の計算の基礎とならない記録とされていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700114 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800025 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（平成 25 年 10 月 1 日）及び取得年月日（平成 26 年 10 月 1 日）を取り消し、当該喪失年月日から取得年月日までの期間を被保険者期間として訂正し、平成 25 年 10 月から平成 26 年 7 月までは 19 万円、同年 8 月は 24 万円、同年 9 月は 22 万円とすることが必要である。

平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 10 月 1 日まで

私は、A 社に、平成 21 年 1 月 13 日から平成 27 年 11 月末日まで勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正するとともに、同社が保管していた賃金台帳により確認できる支給額に見合う標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、A 社は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所であったが、平成 28 年 5 月 13 日付けで、職権により平成 25 年 10 月 1 日に遡って厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる処理（以下「認定全喪」という。全喪原因は、事業実態がないこと。）が行われていることが確認でき、それに伴い、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成 25 年 10 月 1 日と記録されていたが、平成 28 年 11 月 24 日に請求者に係る厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書及び賃金台帳が事業主から年金事務所に提出され、これに基づき、平成 29 年 3 月 6 日に同社が認定全喪となった日（平成 25 年 10 月 1 日。以下「全喪日」という。）

の取消しが行われ、同年3月10日に請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成25年10月1日から平成27年12月1日に訂正され、当該期間の標準報酬月額額は13万4,000円と記録されている。

しかしながら、上記確認請求書が提出された時点において、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該期間の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

一方、上記賃金台帳から、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務していたことが認められ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（平成25年10月1日）及び取得年月日（平成26年10月1日）を取り消し、当該喪失年月日から取得年月日までの期間を被保険者期間として訂正し、請求期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成25年10月から平成26年7月までは19万円、同年8月は24万円、同年9月は22万円とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の請求期間に係る保険料を納付したか否かについては不明であると回答しているが、厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書及び賃金台帳が事業主から年金事務所に対し提出されたものの、既に、保険料を徴収する権利が時効により消滅しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録は、厚生年金保険法第75条本文に該当するとして、年金額の計算の基礎とならない記録とされていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700115 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800026 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（平成 25 年 10 月 1 日）及び取得年月日（平成 26 年 10 月 1 日）を取り消し、当該喪失年月日から取得年月日までの期間を被保険者期間として訂正し、平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までの標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 10 月 1 日まで

私は、A 社に、平成 21 年 2 月 1 日から平成 27 年 11 月末日まで勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正するとともに、同社が保管していた賃金台帳により確認できる支給額に見合う標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、A 社は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所であったが、平成 28 年 5 月 13 日付けで、職権により平成 25 年 10 月 1 日に遡って厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる処理（以下「認定全喪」という。全喪原因は、事業実態がないこと。）が行われていることが確認でき、それに伴い、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成 25 年 10 月 1 日と記録されていたが、平成 28 年 11 月 24 日に請求者に係る厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書及び賃金台帳が事業主から年金事務所に提出され、これに基づき、平成 29 年 3 月 6 日に同社が認定全喪となった日（平成 25 年 10 月 1 日。以下「全喪日」という。）

の取消しが行われ、同年3月10日に請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成25年10月1日から平成27年12月1日に訂正され、当該期間の標準報酬月額額は13万4,000円と記録されている。

しかしながら、上記確認請求書が提出された時点において、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該期間の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

一方、上記賃金台帳から、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務していたことが認められ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（平成25年10月1日）及び取得年月日（平成26年10月1日）を取り消し、当該喪失年月日から取得年月日までの期間を被保険者期間として訂正し、請求期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の請求期間に係る保険料を納付したか否かについては不明であると回答しているが、厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書及び賃金台帳が事業主から年金事務所に対し提出されたものの、既に、保険料を徴収する権利が時効により消滅しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録は、厚生年金保険法第75条本文に該当するとして、年金額の計算の基礎とならない記録とされていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700116 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800027 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（平成 25 年 10 月 1 日）及び取得年月日（平成 26 年 10 月 1 日）を取り消し、当該喪失年月日から取得年月日までの期間を被保険者期間として訂正し、平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までの標準報酬月額を 30 万円とすることが必要である。

平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 10 月 1 日まで

私は、A 社に、平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 11 月末日まで勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正するとともに、同社が保管していた賃金台帳により確認できる支給額に見合う標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、A 社は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所であったが、平成 28 年 5 月 13 日付けで、職権により平成 25 年 10 月 1 日に遡って厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる処理（以下「認定全喪」という。全喪原因は、事業実態がないこと。）が行われていることが確認でき、それに伴い、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は平成 25 年 10 月 1 日と記録されていたが、平成 28 年 11 月 24 日に請求者に係る厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書及び賃金台帳が事業主から年金事務所に提出され、これに基づき、平成 29 年 3 月 6 日に同社が認定全喪となった日（平成 25 年 10 月 1 日。以下「全喪日」という。）

の取消しが行われ、同年3月10日に請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成25年10月1日から平成27年12月1日に訂正され、当該期間の標準報酬月額額は15万円と記録されている。

しかしながら、上記確認請求書が提出された時点において、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該期間の標準報酬月額は年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

一方、上記賃金台帳から、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務していたことが認められ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（平成25年10月1日）及び取得年月日（平成26年10月1日）を取り消し、当該喪失年月日から取得年月日までの期間を被保険者期間として訂正し、請求期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の請求期間に係る保険料を納付したか否かについては不明であると回答しているが、厚生年金保険・健康保険被保険者資格確認請求書及び賃金台帳が事業主から年金事務所に対し提出されたものの、既に、保険料を徴収する権利が時効により消滅しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録は、厚生年金保険法第75条本文に該当するとして、年金額の計算の基礎とならない記録とされていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800003 号

厚生局事案番号：中国四国（脱）第 1800001 号

第 1 結論

昭和 23 年 9 月 10 日から昭和 26 年 12 月 29 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 23 年 9 月 10 日から昭和 26 年 12 月 29 日まで

厚生年金保険の記録では、A 社 B 支店（現在は、C 社）に勤務していた期間について、同社を退職後に脱退手当金を受給している記録になっているが、同社を退職した同僚から脱退手当金の支給を受けたことを聞いた時、私は受け取っていないと話した記憶があり、脱退手当金を受給した記憶はないので、調査の上、請求期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の脱退手当金は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 5 か月後の昭和 28 年 6 月 24 日に支給決定されており、事業主が請求者の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、請求者の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理が行われておらず旧姓のままであり、請求期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、請求者は昭和 25 年 9 月 * 日に婚姻し、改姓している上、請求期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、昭和 62 年 11 月 19 日に氏名変更されたことが確認でき、同日まで、請求者の氏名変更が行われていなかったことが確認できることから、請求者が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800065 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1800002 号

第 1 結論

昭和 44 年 4 月から昭和 49 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 4 月から昭和 49 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 4 月に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、金融機関で毎月保険料を納付していたのに、請求期間が未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を行った時期を昭和 44 年 4 月と主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿、B 市が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿及び同市の回答から、昭和 52 年 4 月に同市で払い出されたと推認でき、この頃に国民年金の任意加入被保険者として加入手続が行われたと考えられ、請求者の主張する加入時期と相違する。

また、請求者が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は昭和 52 年 4 月 21 日と記載されており、上記被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得年月日と一致していることから、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び日本年金機構 B 広域事務センターにおいて国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（昭和 60 年 3 月のオンライン化に移行する前に、社会保険事務所（当時）が紙台帳で管理していた国民年金手帳記号番号払出簿等を電子データ化したもの）による調査を行っても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、「請求期間の国民年金保険料は、金融機関において、納付書により毎月納付していた。」と主張しているが、請求期間当時の国民年金保険料の納付方法は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付し、検認印を押す印紙検認方式である上、

請求期間当時に同市で交付されていた国民年金手帳の色と、請求者が記憶する年金手帳の表紙の色は相違している。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1700200 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800015 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月 1 日から昭和 53 年 12 月 31 日まで
② 昭和 57 年 8 月 1 日から昭和 59 年 12 月 31 日まで

私は、請求期間①について、A 社が経営していた C 店に、請求期間②については、B 社が経営していた D 店の＊に勤務していた。どちらの期間も正社員として＊業務に従事しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者に係る戸籍の附票から、請求者は、請求期間①のうち昭和 52 年 5 月 19 日から昭和 53 年 8 月 7 日まで、C 店内に居住していることが確認できる上、A 社における複数の同僚の回答から、期間は特定できないものの、同社が経営する C 店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、請求者の勤務期間、請求者に係る厚生年金保険の被保険者資格に関する届出及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、請求期間①において A 社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会を行ったところ、回答のあった 5 名のうち 2 名は請求者を記憶しているものの、請求者の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の有無については不明と回答している。

さらに、請求期間①において、A 社に係る事業所別被保険者名簿に請求者の氏名は見当たらず、被保険者に係る「健保証の番号」に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、B社に係る商業登記及びオンライン記録によると、同社は、E社に組織変更した後、平成27年1月にF社に吸収合併され解散しており、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、当該合併先は、「当時の従業員の陳述から、請求者がD店で*業務に従事していたことはうかがえるが、B社の従業員として在籍していたことは確認できない上、当社が保管する資格取得台帳に請求者の氏名は見当たらない。」旨を陳述していることから、請求者が同社の従業員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認することはできない。

また、請求期間②においてB社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会を行ったところ、回答のあった6名のうち1名は請求者を記憶しているものの、請求者の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の有無については不明と回答している。

さらに、請求期間②において、B社に係る事業所別被保険者名簿に請求者の氏名は見当たらず、被保険者に係る「健保証の番号」に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間①及び②に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800055 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1800028 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 4 月 29 日から同年 7 月 3 日まで

私は、請求期間において、A 社の B 丸に乗船していたのに、当該期間に係る船員保険被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した船員手帳の記録から、請求者は、請求期間において、A 社が所有する B 丸に C として雇い入れられていることが確認できる。

しかしながら、A 社は既に解散しており、請求期間当時の事業主も死亡している上、同社の元取締役は、当時の船員保険に係る書類は既に廃棄しており、残っていない旨を回答していることから、請求者の当該期間における船員保険の加入状況及び保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求期間に A 社において船員保険の被保険者記録が確認できる者に照会し、7 名から回答があったものの、請求者の当該期間に係る船員保険の加入状況等について確認できる具体的な回答は得られない。

さらに、A 社に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認する目的で設けている労働契約の公認制度であり、請求期間における船員手帳の記載と船員保険の手続は一体のものではないことから、船員手帳の雇入記録と船員保険被保険者記録が必ずしも一致するものではない。

このほか、請求者は、請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除され

ていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した船員保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る船員保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が船員保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。